

議案第 25 号

松阪市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

松阪市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年松阪市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年松阪市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に、「集積区域」を「促進区域」に、「同意集積区域」を「同意促進区域」に改める。

第 2 条中「同意集積区域」を「同意促進区域」に、「同意基本計画に規定された集積業種に属する事業（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）第 4 条に規定する業種に属する事業に限る。）を行う者が、法第 14 条第 3 項に定める知事の承認を受けた企業立地計画に基づいて、省令第 3 条に規定する要件に該当する施設を設置した場合、省令第 5 条第 2 号」を「法第 13 条第 4 項又は第 7 項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）第 2 条に定める施設を設置した事業者が所有する、省令第 3 条第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、

なお従前の例により承認を受けた企業立地計画又は同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行うため設置した施設に係る固定資産税については、なお従前の例による。